



＜報道発表資料＞

総務部 人事課
人事管理担当 白田・江尻
直通 048-830-2418
代表 048-824-2111 内線 2418・2429
E-mail: a2425@pref.saitama.lg.jp

令和8年1月30日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和7年11月14日（金）、スポーツジムにおいて、他の客のバッグ内の財布から現金8万円を窃取した。また、令和7年8月下旬に約1千円を、令和7年9月上旬に約3千円を、同様の手口で窃取した。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県行田国土整備事務所 主事 男性 23歳

処分内容 停職6月

処分年月日 令和8年1月30日（金曜日）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

※ 当該職員からは辞職願が提出されており、本日、辞職を承認した。